

「体罰等によらない子育てのために（素案）」に関する御意見の募集について

令和2年2月18日  
厚生労働省子ども家庭局  
家庭福祉課虐待防止対策室

「体罰等によらない子育てのために（素案）」について、令和元年12月20日から令和2年1月18日までの間、広く国民の皆様から御意見を募集したところ、63件の御意見が寄せられました。いただいた御意見と御意見に対する考え方は、別紙のとおりです。

なお、御意見については、厚生労働省子ども家庭局において、要約の上、とりまとめさせていただきました。本意見募集の対象外である御意見につきましては、回答はいたしません。お寄せいただきました御意見につきましては、今後の参考といたします。

御意見の内容（概要）	考え方
<b>表題に関する御意見</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 体罰だけでなく、「体罰以外の暴言等の子どもの心を傷つける行為」が重要であるため、表題を「体罰・暴言によらない子育てのために」とできないか。</li> <li>○ 表題を「体罰の禁止と肯定的な子育てについて」等へ変更すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今回の体罰等によらない子育ての推進に関する検討会（以下「検討会」という。）では、令和元年6月に成立した児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号。以下「改正法」という。）において、体罰が許されないことが法定化されたことを踏まえて、議論を行ってきたものです。今回のとりまとめは、改正法の施行に向けて、体罰等によらない子育てを推進することを目的としたものであるため、現在のとおりに、その趣旨を表題としています。</li> </ul>
<b>「I はじめに」に関する御意見</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 根拠に乏しい記載が散見されるため出典を示すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 御意見を踏まえ、脚注を追記しました。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ P3「1 子どもの権利が守られる体罰のない社会へ」に、子どもの権利として、国が親を支援することが含まれることを明記してほしい。</li> <li>○ P3に「保護者が『しつけ』と称して暴力・虐待を行い、死亡に至る等の重篤な結果につながる」について、「殴る」、「蹴る」など、暴力の内容を具体的に記載した方がよい。</li> <li>○ P4「2 体罰は「やむを得ない」のか」において、子どもの権利の記載をより具体的にすべき。</li> <li>○ P4「3 体罰等によらない子育てを社会で応援」において、体罰等によらない子育てを具体的に示すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ P3以降の「はじめに」では、導入として、可能な限り簡潔に内容を記載することとしております。体罰の考え方や子どもの権利、体罰等によらない子育てに関しては、具体的に後述しておりますので、現在の記載内容としております。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ P4「○しかし、体罰によって～」の後半の文の意味が通じにくいよう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「子どもの健やかな成長・発達において、体罰は必要ありません。」と</li> </ul>

<p>に感じる。「自分で考えて行動した姿ではありません。かえって、子どもが自分自身を律する力を育むことを妨げてしまいます。」と内容を絞った方が良いのではないか。</p> <p>○ 「子どもの健やかな成長・発達において、体罰は必要ありません」、「全ての子どもは、健やかに成長・発達することが権利として保障されており、体罰は子どもの権利を侵害します」という記載に賛同する。</p>	<p>いう記載は、検討会の中でも、重要な部分であるとの御意見があったため、現在の記載としております。</p>
<p>○ P4「3 体罰等によらない子育てを社会で応援」は「体罰等によらない子育てを社会全体で考えていく」に変更してはどうか。</p>	<p>○ 本とりまとめは、社会全体で体罰等によらない子育てについて考えるとともに、保護者が適切な支援につながることを目的としております。保護者以外の周囲の方においては、体罰等について考えた上で、声かけなどの必要な支援（素案P15）を呼びかけたいと考えております。そのため、現在のとおりに「応援」としております。</p>
<p><b>「Ⅱ しつけと体罰は何が違うのか」に関する御意見</b></p>	
<p>○ P5「しつけと体罰の関係」について、「理想の子どもに育てよう」「将来困らないようにしっかりとしつけなくては」のほかに、「人に迷惑をかける子どもに育てなくては」を追加してはどうか。</p>	<p>○ 御指摘を踏まえて、追加しました。</p>
<p>○ P5「法律で禁止されます」の記述については、法律名及び法条番号について分かるように記すべき。</p>	<p>○ 御意見を踏まえ、文末脚注のiの記載に法律名及び法律番号を追加しました。</p>
<p>○ P5の「体罰」の定義が不明確。例示では、実際の育児中に発生する個別事例が体罰に当たるのか否かを判断できない。判例や学説の積み上げがある「暴行」や「傷害」のほうが明確。</p>	<p>○ 今回、改正法によって位置付けられた「体罰」については、国連児童の権利委員会（以下「権利委員会」という。）の一般的意見の定義を参考にし、「身体に、何らかの苦痛を引き起こし、又は不快感を意図的にもた</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 体罰の定義について、印象として「その子が不快だと思うものすべて」と受け取られる可能性があると思う。より具体的に、子どもの権利委員会の見解を引用しつつ、齟齬が起きない記載が必要。</li> <li>○ 「又は不快感を意図的にもたらず行為（罰）」がわかりにくい。嫌いなものを食べなさいという場合、「意図的にもたらした不快感」と言えるのか。</li> <li>○ P5の体罰の定義の部分は太字にするなどしてさらに目立たせる工夫が必要ではないか。</li> <li>○ 「子どもの不適応の原因と大人の対応に直接的な因果関係があるか」を定義としてはどうか。</li> <li>○ 本体罰の定義は、社会通念上、同意を得にくいと思われる。</li> </ul>	<p>らす行為（罰）」としております（権利委員会の一般的意見については、文末脚注において参照できるようにしております。）。</p> <p>なお、個別の行為が、不快感を意図的に与え、子どもを罰する行為なのかどうか等は、子どもの発達段階や社会通念等により異なるため、行為によって一概に申し上げることはできませんが、今回のとりまとめの趣旨は、親を罰したり、追い込むことを意図したものではなく、体罰等によらない子育てを社会全体で推進することです。今後、改正法の趣旨やとりまとめの内容を分かりやすく周知・啓発してまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人の物を盗んでお尻を叩く等は、立派な躰になるため、体罰禁止には反対である。体罰を受けたすべての人が悪影響を及ぼす訳ではない。叱られたことが無い子どもが乱暴になるのではないか。</li> <li>○ 自分で痛みを知らない人間は他人の痛みを理解できない。</li> <li>○ 人を叩いたり、物を盗むのは犯罪であり、それを親が責任を持って罰することの何処が悪いのか。将来犯罪者にならないためには体罰等は必要。</li> <li>○ 虐待により死亡に至るような深刻な事例と、素案に挙げられている具体例のような事例とは、分けて考える必要がある。具体例に挙げられているような事例は、これまで往々にして一般家庭で行われてきたものであり、子どもの心身の発達等に悪影響を及ぼすとは、到底考えられない。</li> <li>○ 体罰が主観的・感情的にイライラして行なわれるもの、また子どもの行動の変化を単に恐怖心に因るものと断定しているが、物理的手段の行使は、全てを原初的で恣意的な感情に因るものと断定するのは一面的。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 昨年6月の改正法において体罰禁止が法定化された趣旨は、痛みや苦しみを利用して子どもの言動を支配するのではなく、子どもが健やかに育つことについて、子育て中の親に対する支援も含め社会全体で啓発していくための取組を進めていくことです。</li> </ul> <p>体罰等をしてしまう背景には、様々なものがありますが、本とりまとめのP9「Ⅲ なぜ体罰等をしてはいけないのか」において記載をしておりますが、体罰等が子どもの成長・発達に悪影響を与えることは、様々な研究から科学的に明らかになっています。</p> <p>今回のとりまとめの趣旨は、親を罰したり、追い込むことを意図したものではなく、体罰等によらない子育てを社会全体で推進することであるため、本とりまとめにも具体的な工夫のポイントを記載しています。今後、体罰の考え方や子どもに与える影響も含めて、改正法の趣旨やとりまとめの内容について分かりやすく周知・啓発に努めてまいります。</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子どもから苦痛・不快感を与えられた側の人はどうしたらよいかが全く書かれていない。</li> <li>○ 子どものことは親の責任と考えられがちな日本において、例示されている内容が禁止されると、親の重荷が増え、結果的に意図せず親を追い込むことになるのではないか。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日本語の意味でのしつけは、社会規範や礼儀作法を教えるものと認識されていないか。</li> <li>○ しつけの定義について、「子どもにセルフコントロール力（自己調整力）を身に付けさせるために保護者が行うもの」という説明の方が、簡潔でありつつ具体性があり、分かりやすいのではないか。</li> <li>○ 「しつけとは、子どもの人格や才能等を伸ばし」を「しつけとは、子どもの人格を尊重し」に変更してはどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現在の案では、しつけとは、「子どもの人格や才能等を伸ばし、社会において自律した生活を送れるようにすること等の目的から、子どもをサポートして社会性を育む行為」であるとしております。 これは、児童の権利条約の内容を踏まえて検討会において議論されたものであり、今後、しつけと体罰との関係も含めて、改正法の趣旨やとりまとめの内容について分かりやすく周知・啓発に努めてまいります。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 素案の内容が、「叱らない子育て」だと誤解されないようにしていただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 御意見を踏まえ、追記しました。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ P5「こんなことをしていませんか」は、「こんなことをしていませんか」のほうが、読み手が心を開いて読み進められるのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 御意見を踏まえ、修正しました。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本案で示されている指針・具体例は、詳細かつ具体的に過ぎ、社会の自律を侵すものである。最低限の提案として、P5及びP6の具体例を削除すべき。</li> <li>○ P5の例示は、項目により「罰として」が含まれていたりいなかったり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 改正法の審議の際、衆議院及び参議院の附帯決議において、「具体的な例示を示したガイドライン等を早期に作成する」とされており、具体例もあわせて示すことで、保護者に対して気付きを促したいと考えております。</li> </ul>

<p>と曖昧であるうえ、上述のように当該例示以外の行為の体罰該当性を判断する際の基準たり得ないので削除すべき。当該箇所における具体的な行為の例示は家庭教育における混乱を助長するだけであり、有害無益なので削除すべきである。</p>	<p>なお、具体例の内容には、いずれも子どもの行った行為に対する罰として行われた行為を想定しており、御意見を踏まえ、「罰として」の記載は削除しました。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 体罰の例示が限定的な例と考えられるため、もっと多くの例を記載すべきではないか。</li> <li>○ 正座や座禅の姿勢のしつけは、東洋固有の文化であるので、例を出して体罰かどうか明記すべきではないか。</li> <li>○ 「叩いた」「長時間正座させた」「殴った」「ご飯を与えなかった」「雑巾を顔に押し付けた」などの例は、程度によっては体罰というより虐待にあたらないのか。資料では、体罰と虐待は重複する概念と説明あり、それ自体は理解できるが、ここでは虐待とまでは言いにくい（通報が必要なほどではない）が体罰であるものを具体的に示すのが理解されやすいのではないか。例えば、「頬を軽く1回パチンと叩いた」「～分正座させた」「子どもにけがやあざができない程度に殴った」など。</li> <li>○ 時代の変化に対応するため、素案に記載されている具体的な事例は、あくまでも現時点の参考、補足として位置付けるべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 素案において体罰の具体例を示しているのは、虐待と体罰の線引きを行うためではなく、保護者に対して、自分が子どもにしていることが体罰かもしれないという気付きを促したいという趣旨です。このため、個別事例について、細かく具体例を示すのではなく、考え方について周知・啓発を行ってまいります。</li> <li>また、今回の素案に記載している具体例について、虐待に該当するかどうかは、個別の事案によりますが、例示として、体罰に該当すると考えられるものについて、お示ししております。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ P5「○ただし、罰を与えることを目的としない、～」の部分について、そもそも例示されたような行為を体罰だと認識する人はおらず、記載そのものが不要ではないか。</li> <li>○ しつけにおいて、日常生活には危険な場面での緊急に教育しなければならない時があり、怖い大きな声や痛みで危険だと体で覚えることも必要な</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 素案に記載しているとおり、罰を与えることを目的としない、子どもを保護するための行為（道に飛び出しそうな子どもの手を掴む等）や、第三者に被害を及ぼすような行為を制止する行為（他の子どもに暴力を振るうのを制止する等）等は、体罰に該当しません。この点については、権利委員会の一般的意見においても記載されていることから、本とりまと</li> </ul>

<p>場合もある。</p>	<p>めにおいても明記することとしたいと考えております。</p>
<p>○ 「子どもを保護するための行為」は、「子どもの命を守る行為」に変更すべき。</p>	<p>○ 命に関わらない危険から子どもを守ることも想定されるため、現在の記載としております。</p>
<p>○ 体罰の範囲を保護者だけではなくすべての大人にすべき。 ○ P6「なお、そもそも体罰は当然に許されない行為であり」という記述については、「そもそも」「当然に」が余計であると考える。</p>	<p>○ 今回の改正法による体罰禁止は、民法上、懲戒権を有している親権者、児童福祉施設の長等による体罰を禁止したものですので、親権を持たない者は、民法上、懲戒権を有していないため、懲戒を加えることがそもそも許されていません。 なお、その旨について記載しているP6の記載については、御意見を踏まえて、修正しました。</p>
<p>○ 体罰の定義の説明では、怒鳴ることまで含まれており、むやみに規制をかけるのは、少子化に拍車をかけかねないので反対。 ○ 体罰と、その他の子どもの心を傷つける行為を含む体罰等との書き分けが、分かりにくい。もう少し明確な書きぶりにしていただきたい。</p>	<p>○ 子どもを怒鳴りつけること等は、子どもの心を傷つける行為としてP6に位置付けており、体罰には該当しないものの、子どもの権利を侵害するものであるといえます。 今後、体罰や暴言が子どもの成長・発達に悪影響を与えることも含めて、改正法の趣旨やとりまとめの内容について分かりやすく周知・啓発に努めてまいります。</p>
<p>○ P6にある「子どもけなしたり、辱めたり、笑いものにするような言動」は、児童虐待に該当するのではないか。</p>	<p>○ 個別の事案ごとの事情やその行為の態様により、児童虐待に該当する可能性があると考えております。</p>
<p>○ P6「きょうだいを引き合いに出してダメ出しや無視をした」では、「ダメ出し」という表現が分かりにくい。また、行動療法等では、子どもの不</p>	<p>○ 御指摘を踏まえて、修正しました。</p>

<p>適切な行動を安全な環境で無視する（注目しない）方法がとられることがある。子どもの心を傷つける行為とってしまうと言いすぎではないか。</p>	
<p><b>「Ⅲ なぜ体罰等をしてはいけないのか」に関する御意見</b></p>	
<p>○ P9の「1 体罰等が子どもに与える悪影響」について、「保護者との不安定な関係の中で」は削除してはどうか。</p>	<p>○ 御指摘を踏まえて、削除しました。</p>
<p>○ 体罰は許されないものという感情的な記述ではなく、体罰は教育効果がないと明記すべき。しつけの手段として効果が認められないからこそ、別の手段にするべきという訴え方にすべき。</p> <p>○ P9の「2 子どもが持っている権利」と「1 体罰等が子どもに与える悪影響」の順番を変更してはどうか。</p> <p>○ 体罰は、人権侵害の問題であるため、まず重篤な結果を記載するのではなく、「体罰は人権侵害です」という事を第一に掲げるべき。</p>	<p>○ 体罰が子どものしつけのために体罰が必要であるという意見は根強く存在するため、体罰が心身に悪影響を与えることが科学的に証明されているということ記載しております。</p> <p>なお、記載順については、主な読み手となる保護者の関心を考慮して現在の記載順としております。</p>
<p>○ P9「なぜ体罰をしてはいけないのか」について、体罰が脳に与える影響に関する種々の研究に触れ、長期間に及ぶ悪影響があることを盛り込むべき。</p>	<p>○ 今後、体罰が脳も含めた心身に与える悪影響も含めて、改正法の趣旨やとりまとめの内容について分かりやすく周知・啓発に努めてまいります。</p>
<p>○ P9「手で叩く体罰の子どもの結末」の引用について、手で叩かれたら、まるで、みんな将来加害者になるように感じられるので、削除して欲しい。</p>	<p>○ 御意見を踏まえ、修正しました。</p>
<p>○ P9に「人は痛みに対応しやすく、初めは軽く叩く程度でも効いていた</p>	<p>○ 御指摘を踏まえ、追記・修正しました。</p>



<p>はずが、同じ効果を得るために暴力がエスカレートしがちで、気づいた時には激しい虐待に発展する場合がある。重大な虐待事例において、加害者が「しつけのつもりだった」と言うのはこのような事情による。」という内容を盛り込んでほしい。</p> <p>○ 「トラウマ体験」について、例えば「このような虐待や体罰、暴言に晒された体験が、トラウマ（外傷）となって」のようにより正確な表記をして頂きたい。</p>	
<p>○ 子どもの意見表明権に関する記載を増やすべき。</p> <p>○ P10「子どもが持っている権利」の中に「乳幼児の意見表明権」の内容を追加してほしい。</p>	<p>○ P10 に子どもが持っている権利として、「子どもの意見が考慮されるように努めることとされている」旨については記載しており、ここでいう「子ども」には乳幼児も含まれます。</p> <p>なお、御指摘を踏まえて文末脚注Ⅷに、権利委員会の一般的意見を追記しております。</p>
<p>○ P10「また、全ての国民は、子どもの最善の利益を考え、年齢や成熟度に応じて子どもの意見が考慮されるように努めることとされています」について、子どもの権利条約第12条を引用すべきではないか。</p>	<p>○ 当該部分について、児童の権利条約第12条は文末脚注でご紹介しております。</p>
<p>○ P10「体罰等による悪循環」について、「正当な理由さえあれば、自分も周りの人に暴力を振るってもよい、と子どもが学ぶきっかけになります」と具体的に記載をして、「たとえ理由があつたとしても暴力はいけない」というメッセージを込めるべきではないか。</p>	<p>○ ここで記載しているモデルとなる親の振る舞い（言動）には、暴力だけではなく、暴言等もあわせて想定していることから、現在のとおりに「同じように振る舞ってよい」としております。</p>
<p>○ P10「体罰等による悪循環」のうち、「心配事を打ち明けたりすることが</p>	<p>○ 御指摘を踏まえ、追記しました。</p>

<p>難しくなります。」の後に、「子どもが一番ほっとでき、安心できる場である家庭が、自分の居場所であると感じられなくなり、」を追加してはどうか</p> <p>○ P10「体罰等による悪循環」について、最後の文章「対人関係のトラブルや非行」の後に、「犯罪被害など」を加えてはどうか。</p>	
<p><b>「Ⅳ 体罰等によらない子育てのために」に関する御意見</b></p>	
<p>○ P11「子育てを担うことは、大変です」を「子育てをひとりで担うことは、大変なことです」に変更してはどうか（P14も同様）。</p>	<p>○ ここでは様々な家庭を想定していることから、現在の記載としております。</p>
<p>○ P11の「子どもの年齢や特性等に関わること」の項目で「多胎児」にも触れてほしい。</p>	<p>○ 御指摘を踏まえ、「保護者の心配事や負担感、孤独感等に関わること」の項目に追加しました。</p>
<p>○ P11「保護者のこれまでの体験や周囲の言動等に関わること」の項目に人に迷惑をかけないことや、年齢に応じた発達・行動等が見られないことのプレッシャーがあることを追記してはどうか。</p>	<p>○ 人に迷惑をかけないことに関しては、現在記載のある他の項目に、趣旨が含まれていると考えております。また、年齢に応じた発達・行動が見られないという点は、「子どもの年齢や特性等に関わること」の項目に追加しております。</p>
<p>○ P11「体罰等をしてしまう背景」について、体罰に頼っていると、ほかの子育ての方法が分からず、何かあった時にはまた体罰に頼らざるを得なくなるという悪循環に陥ってしまう、といった内容を加えてほしい。</p>	<p>○ 「体罰等による悪循環」に関する内容は、P10に記載しております。</p>
<p>○ DVと体罰の関連について喚起することが必要である。</p> <p>○ P11「体罰等をしてしまう背景」について、男性優位で女性や子どもが下という傾斜が暴力を生み出す構造になっているという旨を記載すべき。</p>	<p>○ P6に、子どもの前で配偶者に暴力を振るうことが、虐待に該当することを記載しております。</p> <p>なお、DV等については、男女関わらず発生し得る問題であることが</p>

	ら、本とりまとめにおいては、記載は控えたいと考えております。
○ P12の「具体的な工夫のポイント」について、(1)子どもとの関わりの工夫の具体例記載の順番を、子どもとの関わりの困難度もしくは年齢等で体系立てて並べた方が分かりやすい。	○ 「具体的な工夫のポイント」の記載順は、検討会でも議論があり、「子どもの気持ちや考えに耳を傾ける」ということは重要であるため、最初に記載し、その後は保護者が読み進めやすいと考えられる順番に記載しております。
○ P12「①子どもの気持ちや考えに耳を傾けましょう」について、内容に、赤ちゃんや、言葉をまだ話せない小さな子どもたちが伝えていることにも、耳を傾けようという旨を書いてほしい。	○ ここでいう「子ども」という表現には、乳幼児も含まれるものとして記載しております。
○ 具体的な工夫について、子どもの成長発達の平均的、標準的な基準に左右されてしまう親の心情も汲んだ内容であってもよいかと思った。	○ 御指摘を踏まえ、「③子どもの成長・発達によっても異なることがあります」に追記しました。
○ 忘れ物をしなかったらシールを貼る等の例示について、子どもから望ましい結果を引き出すためにどのような手段が有効なのかアセスメントをする必要があるのではないか。	○ 御指摘を踏まえ、追加・修正しました。
○ P13「⑦良いこと、できていることを具体的に褒めましょう」について、褒めたくても褒められるようなところがないという保護者に向けた具体的なアドバイスがあるよいのではないか。	○ 現在の素案においても、「結果だけではなく、頑張りを認めることや、今できていることに注目して褒めること」について記載しております。
○ P14「保護者自身の工夫」について、最初の文章は「～否定的な感情が生じたときは、まずは自分のそういう気持ちを認めることが大切です。」と	○ 御指摘を踏まえ、追加・修正しました。

<p>した方がよい。その後の文章のつながりも修正した方がよい。</p> <p>○ 「自分の体調の悪さや忙しさなど」に加えて、「つらさ、孤独感、圧力を 感じている」等の例示を追加してはどうか。</p>	
<p>○ P12以降の具体的な工夫のポイントが重要であり、この部分をより詳しく述べて、保護者が使いやすいマニュアルにしてほしい。</p> <p>○ 基本的なシーン別ケース別にQ &amp; Aを示し参照することができるようにすべきではないか。</p> <p>○ 工夫のポイントから、子育て現場のリアリティが感じられない。</p> <p>○ 体罰を使ってしまう親を支援する立場で、具体的な工夫のポイント、事例を厚くしてほしい。時間のないときでも活用できる即効性のあるスキルを紹介してほしい。</p> <p>○ 具体的な工夫のポイントについて、ハウツーではなく、子どもとはどういう存在かを伝えることも有効ではないか。</p> <p>○ P15のコラムについて、ノウハウだけではなく、子どもとのやりとりを自分なりに探して考えるようになることが大切。</p>	<p>○ 体罰等によらない子育ての推進のため、具体的な工夫のポイントが重要であると考えており、可能な限り保護者が活用しやすいものにしたいと考え、委員の先生方から御意見をいただき、現在の記載としています。今後、周知・啓発をしていく中で、工夫してまいります。</p>
<p>○ P14「子育てはいろいろな人の力と共に」について、子育てに悩む前に、地域子育て支援拠点等に相談するように記載すべき。</p> <p>○ 「自治体」と書くのではなく、「保健センター、子育て相談窓口など」と具体的な窓口を明記すべき。</p>	<p>○ 御指摘を踏まえ、修正しました。</p>
<p>○ P14にある「(前略)子育て相談窓口にご連絡下さい。」との記載については、どのようなサポートがあるのかなど、具体例が示されていると良</p>	<p>○ 御指摘を踏まえ、追記しました。なお、より具体的な相談窓口や支援内容等については、各自治体によって異なるため、地域の特性や自治体の</p>

<p>い。また、男女共同参画や障害等の困難を抱える方への支援も必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方自治体においては、広報のみならず具体的な支援策を提供するよう記載してほしい。</li> <li>○ どこでどのような相談・支援を受けられるかのリスト等があるといい。</li> <li>○ 具体的育児方法を学べるプログラムが各種あるので、情報提供し、支援者が受講を勧めるという記載もあった方が良い。</li> <li>○ 実際に子育て中の親に寄り添う行政の支援等をすべき。</li> <li>○ ポルトガル語や中国語等の翻訳版を整備すべき。</li> <li>○ ルビ版だけでなく「ひらがな版」「点字版」も整備すべき。</li> </ul>	<p>体制等を踏まえて、周知・啓発や支援を実施いただけるよう、自治体へ依頼したいと考えております。</p> <p>また、自治体の職員配置や専門性向上に係る財政的な支援についても、引き続き実施していきたいと考えております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ P16「保護者が子育てで孤立しないように」を「保護者が孤立しないように」としてはどうか。</li> <li>○ 子育ては家庭だけで完結させるものではない、地域や社会など、集団で行うものだということを前提にした記載をお願いしたい。</li> <li>○ P14「上手くいかないこともあります」の部分に、より保護者に寄り添う内容を記載した方がよい。親や養育者の頑張りも認める姿勢も必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 御指摘を踏まえ、「3 子育てはいろいろな人の力とともに」を追記・修正しました。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ P14 児童相談所は「子どもの虐待に対応する準警察的な組織」というイメージが付いてしまっているため、児童相談所の機能について説明する一文があった方が良いのではないかと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童相談所の業務内容については、引き続き、周知してまいります。</li> </ul>
<p><b>「V おわりに」に関する御意見</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ P16の「おわりに」について、子どもには、社会に参加する力があるという視点での記載をしてはどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 御指摘を踏まえ、追記しました。</li> </ul>

その他全体に関する御意見	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本案では全て「子ども」と括られているが、発育段階によって、説諭・懲戒の手段や当人の理解度が全く異なるにもかかわらず、同一の対応を一律の規範として示すのは、非論理的。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本とりまとめにおいては、年齢にかかわらず、子どもに対する体罰の考え方を普及・啓発したいと考えています。その上で、「具体的な工夫のポイント」については、例示であり、子どもの年齢や状況等に応じて、ご活用いただきたいと考えています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会全体で体罰をしないでよい環境づくりを訴えるべき</li> <li>○ 社会全体への啓蒙という目的にそった内容を主に盛り込んでほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 御指摘の内容については、「はじめに」に記載をしておりますが、御指摘を踏まえて、「おわりに」にも追記をしました。 今後、体罰禁止やとりまとめの趣旨を普及・啓発し、社会全体で体罰等によらない子育てを推進してまいります。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 牛乳パックなど、生活の中で人々が目にするように啓発活動が必要。</li> <li>○ 全国ネットや母子手帳など、親が手にする配布物にも記載すべき。</li> <li>○ 保護者だけでなく、社会全体に周知すべき。</li> <li>○ 保護者に対してのみではなく、地域住民が近隣の家庭の体罰に気づいたときの対応についても、具体的に記載があるとよい。また、体罰を受けている子ども自身に対しても、相談窓口の記載等があるとよい。</li> <li>○ 親への支援の充実とともに、「子どもの権利条約」及び子どもの権利に関する施策が周知されるような機会が積極的に作られることを望む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和2年度予算案において、体罰の周知・啓発に関する予算を盛り込んでいるところであり、今回のとりまとめの内容を広く周知・啓発してまいります。 その際、保護者だけでなく、支援者や子ども自身にも周知を行い、社会全体で体罰によらない子育てを推進していきたいと考えております。 また、文末脚注xに権利委員会の一般的意見等を追加し、権利委員会から体罰をなくすための啓発活動が重要であるとの要請がなされていることを追記しました。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ひとり親家庭の場合、保護者（親権者）ではない、親が存在するため、その人たちにも言及すべきではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今回「保護者」として記載している内容は、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の「保護者」の定義と同様、親権者、未成年後見人その他の者であって、児童を現に監護するものを想定しております。そのため、親権のない、内縁の夫（妻）等についても、保護者に</li> </ul>

	含むという考え方で記載しております。
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 義務教育と高等教育で、家庭（子育て）や虐待防止、子どもが持っている権利等について教育すべきではないか。</li> <li>○ 公民館等の身近な場で、体罰による悪影響についての大人への社会教育が必要ではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今後、本とりまとめの内容について、子どもも含めた社会全体に広報・啓発していくとともに、文部科学省等の関係省庁とも連携し、学校や地域等においても、体罰によらない子育てについての周知・啓発を進めてまいります。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 体罰はもちろん不要だが、子どもにストレスを多く与えずにストレス耐性を高める方法の検討も必要。</li> <li>○ 子どもに対する暴力撤廃に向けた国際的な戦略パッケージである INSPIRE の視点を取り入れ、包括的な対策が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今後、とりまとめの周知・啓発するほか、検討会での意見も踏まえて、社会全体で体罰等によらない子育てを推進するための方策について検討していき、その中で今後の参考といたします。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 内容について賛同する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 御意見として承ります。</li> </ul>